

令和4年12月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(令和4年度12月補正予算等関係)

福祉保健部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和4年12月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

福祉保健部

議案番号	件 名	課 名 等	頁	
議案第1号	令和4年度鳥取県一般会計補正予算(第6号)			
	1	補正予算説明資料	(総括表) 福祉保健課 障がい福祉課 長寿社会課 健康政策課	3 4 6 9 10
	2	歳入歳出事項別明細書	/	11
	3	節の明細	/	15
	4	繰越明許費に関する調書	福祉保健課ほか	16
	5	債務負担行為に関する調書	障がい福祉課ほか	17

【予算関係以外】
(議案)

報告番号	件 名	課 名 等	頁
議案第14号	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例	長寿社会課	19
議案第20号	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例	福祉保健課	21

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	6,487,310	1,350,485	7,837,795	1,348,009			2,476	
障がい福祉課	8,967,210	193,544	9,160,754	117,562	50,000		25,982	
長寿社会課	12,255,047	78,001	12,333,048	78,001				
健康政策課	1,350,067	157,387	1,507,454	78,693			78,694	
部計	52,153,016	1,779,417	53,932,433	1,622,265	<25,000> 50,000		107,152	県費負担 132,152
<p>説明</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(新)生活困窮者に係る総合支援拡充事業 ・(新)孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進事業 ・(新)障がい福祉分野就職支援金貸付事業 ・鳥取県障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業 ・(新)鳥取県社会福祉施設等施設整備事業(国補正) ・介護福祉士等修学資金貸付事業 								

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和4年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線：7859)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)生活困窮者に係る総合支援拡充事業	0	1,343,470	1,343,470	1,343,470				
トータルコスト	0	1,344,259	1,344,259	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務、関係機関との調整				
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
<p>新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けている生活困窮者への支援について、地域の実情に応じて自立相談支援機能の拡充・強化等を行う市町村に対して必要となる経費を補助し、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生活困窮世帯に対し、一時的な生活資金を貸し付ける生活福祉資金の特例貸付について、令和5年1月から償還が始まる借入者と、住民税非課税世帯として申請を行い償還免除となった借入者に対し、実施主体である社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会及び相談等の窓口となる市町村社会福祉協議会が一体となり、借入者からの相談受付や関係機関へのつなぎ等、きめ細かい支援を行うに当たり、当該実施主体が行う体制拡充に対し支援する。</p>								
2 主な事業内容								
(1) 市町村の体制拡充に対する支援 (52,500千円)								
<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者に対する福祉事務所における自立相談支援の機能強化 (自立相談支援員の加配等) 生活保護が必要な方に速やかに保護決定等を行うための体制強化 (業務補助者の加配等) <p>※補助率3/4 (財源内訳：国10/10)</p>								
(2) 県社協及び市町村社協の体制拡充に対する支援 (1,280,970千円)								
<p>県社協及び市町村社協が借入者のフォローを行うために必要となる今後13年間(据置期間を含めた償還期間)の経費を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県社協：償還開始・償還免除のお知らせ等の発行、償還方法・償還免除等に関する相談対応、関係機関へのつなぎ等 <拡充予定> (現行) 4名→(拡充後) 6名 (+2名) 市町村社協：償還、償還免除等に関する相談対応、関係機関へのつなぎ (同行等含む) 等 <拡充予定> (現行) 0名 (※) → (拡充後) 23名 (+23名) <p>※現在、市町村社協は貸付事務の窓口を担っており、県社協は借入者フォローを行っている。</p> <p>※補助率10/10 (財源内訳：国10/10)</p>								
(3) NPO法人等に対する支援 (10,000千円)								
<p>生活困窮者支援を行うNPO法人や社会福祉法人等の民間団体について、新型コロナや物価高騰の影響を受けた支援ニーズの高まりによる事業量の増加に対して一定の活動経費を支援する。</p> <p>※1団体あたり上限50万円 (財源内訳：国10/10)</p>								
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の多様な支援ニーズに対応するとともに、その支援体制の強化に向けて、市町村等の取組を包括的に支援することで、生活困窮者の自立に向けた計画的・継続的な支援等を推進する。 市町村の体制拡充に対する支援については、令和3年度11月補正予算及び令和4年度5月補正予算においても同様の事業を措置しており、継続して市町村等の支援を実施する。 <p><市町村活用状況 (令和3年度11月補正予算及び令和4年度5月補正予算)></p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立相談支援機能強化：鳥取市、米子市、岩美町、湯梨浜町 保護決定等体制強化：鳥取市、米子市 								

令和4年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費
 4款 衛生費 1項 公衆衛生費 8目 健康県づくり推進費

福祉保健課（内線：7158）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進事業	0	7,015	7,015	4,539			2,476	
トータルコスト	0	8,593	8,593	（補正に係る主な業務内容） 情報発信、審議会の運営等				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人					
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例の制定に合わせて、どこかで誰かにつながる事が孤独・孤立を防ぐために有効なことから、まず相談窓口など取組の情報が広く県民に伝わるようリーフレットを作成・配布し、誰一人取り残さない社会づくりに活用するとともに、施策の調査審議・実施状況の検証を行う審議会を設置する。

また、孤独・孤立を感じる人等に施策を届けるために、相談窓口の市町村と連携した周知や対策事業の拡充を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

項目	概要	補正額
支援につながるきっかけとなる窓口等の情報発信【単県】	支援につながるきっかけとなるよう相談窓口など支援の取組を紹介したリーフレットを作成し、様々な場面で配布するなどの孤独・孤立を防ぐ地域運動を展開する。	1,230
孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会（仮称）の設置【単県】	本人及び家族・援助者の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、施策の実施状況を検証するため、孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会（仮称）を設置する。	233
うつ予防・早期発見事業【国3/4】	・うつ予防及び心の相談窓口等を周知するリーフレットを作成し、各市町村経由で全戸配布する。また、ゲートキーパー養成研修会で使用するリーフレットを作成する。 ・うつ症状の早期発見・心の相談窓口への相談につなげるため、ストレス度を評価する唾液アミラーゼモニターを市町村・保健所に購入配置し、県内事業所等でのストレスチェックに活用する。	4,052
市町村等と連携した周知徹底、対策の拡充【国10/10他】	・市町村の自死対策事業を支援するため、市町村自死対策強化交付金を追加交付する。 ・市町村を対象とした、妊産婦のメンタルヘルス支援に関するアンケート調査を実施する。	1,500
合計		7,015

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・支援につながるきっかけとなる窓口等取組に関する情報発信や各種施策を展開することにより、孤独・孤立を防ぎ、人々の絆により温もりのある社会づくりを推進する。

令和4年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7866）

1 目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
(新) 障がい福祉分野就職支援金貸付事業	0	10,000	10,000	10,000										
トータルコスト	0	10,789	10,789	(補正に係る主な業務内容)										
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務等										
工程表の政策内容	—													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>国の令和4年度補正予算において、介護福祉士修学資金等貸付等事業に係る予算が措置されることに伴い、障がい福祉人材の確保をさらに進めるため、返済免除付き就職支援金貸付事業の実施団体（鳥取県社会福祉協議会）に対し、貸付に係る原資の一部を追加で補助する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p><障がい福祉分野就職支援金貸付事業></p> <table border="1"> <tr> <td>貸付対象者</td> <td>他業種で働いていた者（介護未経験者、無資格者、無職の者）で、一定の研修等（公的職業訓練機関における介護職員初任者研修等）を修了した者</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>（就職準備に必要な経費を対象に）1人あたり200千円</td> </tr> <tr> <td>返済免除要件</td> <td>2年間障がい福祉施設職員として継続従事すること</td> </tr> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前から、介護分野と合わせて各種研修事業やイメージアップのための事業を具体的な対策として実施してきたところであるが、本事業により新規資格取得者が障がい福祉施設に就職する際のハードルを低くすることで、障がい福祉人材の確保に向けた取組を更に推進する。 ・障害福祉サービスの利用者が増え続ける中で、多様なニーズに対応するために必要な従業者は人手不足の状況にあり、人材の確保について継続的な支援が必要。 									貸付対象者	他業種で働いていた者（介護未経験者、無資格者、無職の者）で、一定の研修等（公的職業訓練機関における介護職員初任者研修等）を修了した者	貸付限度額	（就職準備に必要な経費を対象に）1人あたり200千円	返済免除要件	2年間障がい福祉施設職員として継続従事すること
貸付対象者	他業種で働いていた者（介護未経験者、無資格者、無職の者）で、一定の研修等（公的職業訓練機関における介護職員初任者研修等）を修了した者													
貸付限度額	（就職準備に必要な経費を対象に）1人あたり200千円													
返済免除要件	2年間障がい福祉施設職員として継続従事すること													

令和4年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7193)

12 目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業	2,200	10,000	12,200	6,666			3,334	
トータルコスト	2,989	10,789	13,778	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.1人	0.2人	補助金交付事務等				
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

障がい福祉分野従事者の業務負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備を推進するため、障害福祉サービス事業所等に対し介護ロボット等及び ICT の導入を支援する。

2 主な事業内容

(1) 鳥取県障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金

入所・居住・訪問・通所系の障害福祉サービス事業所等を対象として、各種ロボットを導入するための経費を補助する。(500千円×10台を想定)

補助対象サービス	ロボットの種類	補助率	補正額
<ul style="list-style-type: none"> 施設入所支援(障害者支援施設) 共同生活援助(グループホーム) 居宅介護 重度訪問介護 短期入所 重度障害者等包括支援 障害児入所施設 	<ul style="list-style-type: none"> 移動支援 排泄支援 見守り、コミュニケーション支援 移乗介護 入浴支援 	3/4 (国 1/2、県 1/4)	5,000 千円

(2) 【新規】鳥取県障がい福祉分野における ICT 導入モデル事業補助金

生産性向上のための ICT を導入する経費を補助する。(1,000千円×5事業所を想定)

補助対象サービス	対象経費	補助率	補正額
全障害福祉サービス	ICT 導入に係る経費 (端末及びソフトウェア購入費、保守 ・サポート費等)	3/4 (国 1/2、県 1/4)	5,000 千円

3 事業目標・取組状況・改善点

- 日々進化を続けるロボット等技術を障がい福祉の現場に導入することにより、職員の負担軽減と利用者への支援の質の向上を目指す。
- 支援記録の作成等、支援業務に付随する事務的な業務に対し、ICT を導入した業務の効率化を進め、業務の効率化と省力化、専門的業務へ注力しやすい環境整備を図る。
- 障害福祉サービス事業所では、慢性的な人員の不足が続いており、十分なサービス提供ができない原因の一つとなっているため、ロボット、ICT 等によりその改善を図ることが必要。

○鳥取県障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金によるロボット導入実績

- 令和2年度: 7施設 (16台)
- 令和3年度: 5施設 (10台)

令和4年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7193)

12 目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考																												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																													
(新) 鳥取県社会福祉施設等施設整備事業 (国補正)	0	173,544	173,544	100,896	<25,000> 50,000		22,648	県費負担 47,648																												
トータルコスト	0	174,333	174,333	(補正に係る主な業務内容)																																
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務等																																
工程表の政策内容	-																																			
事業内容の説明																																				
<p>1 事業の目的、概要 障害福祉サービス事業所等、県内障がい福祉関係の社会資本の整備を促進するため、国補正予算を活用し、施設整備事業を行う事業者に対して助成を行う。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金 (151,344 千円) 利用者の環境改善等、ハード面における県内の障がい福祉の向上・増進が図られるよう、社会福祉法人等による円滑な施設整備等を促進する。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>社会福祉法人、NPO法人、営利法人等</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td>障害福祉サービス事業所等の創設 (新築)、改築・大規模修繕等</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>施設整備に必要な工事費及び工事事務費</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>3/4 (財源: 国 1/2、県 1/4、事業主体 1/4) ※国が別途定める基準額を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>内 容</td> <td>グループホーム創設、障害者支援施設における非常用自家発電機設備の更新、障害者支援施設大規模修繕等の4件へ支援を予定</td> </tr> </table> <p>(2) 鳥取県重度障がい児者及び強度行動障がい児者利用施設基盤整備事業補助金 (22,000 千円) (社会福祉施設整備費補助金への単県高上げ補助) 重症心身障がい児者等がより地域で生活しやすくするため、日中活動の場における支援の充実、住まいの場 (ショートステイ含む) の充実を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金 (国補助金) を活用して施設の整備を行う社会福祉法人、NPO法人、営利法人等</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td>重症心身障がい児者等を受け入れるために、生活介護事業所、グループホーム、放課後等デイサービス事業所等を創設 (新築) する事業等で、鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金において、補助対象経費が国補助基準額を上回っている事業</td> </tr> <tr> <td>補助額 (財源: 単県)</td> <td>以下のうち、いずれか低い額 1 鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金における補助対象経費から国庫補助基準額を除いた額に 1/2 を乗じた額 2 国庫補助基準額に 1/4 を乗じた額 (福祉保健部長が特に必要と認める場合は、国庫補助基準額に 1/2 を乗じた額。)</td> </tr> <tr> <td>内 容</td> <td>グループホーム創設 1 件の支援を予定</td> </tr> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・県内の障がい福祉施策の推進のため、社会環境的要因により特に整備が求められる強度行動障がい児者や重度障がい児者を対象とする事業所 (生活介護、短期入所、グループホーム等) の創設、改修等に優先的に取り組み、社会資本の整備を図る。 <近年の実績 (鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金のみ) ></p> <table border="1"> <tr> <td>令和3年度</td> <td>グループホームの創設 1 件、自立訓練 (生活訓練) 事業所の大規模修繕 1 件</td> </tr> <tr> <td>令和2年度補正</td> <td>多機能型事業所の創設 1 件、グループホームの創設 1 件 生活介護事業所の創設 1 件、障害者支援施設の大規模修繕 1 件</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>多機能型事業所の創設 2 件、グループホームの創設 2 件 放課後等デイサービス事業所の創設 2 件、障害者支援施設の大規模修繕 1 件</td> </tr> <tr> <td>令和元年度補正</td> <td>グループホームの改築 1 件、障害者支援施設の大規模修繕 1 件 (非常用自家発電設備)</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>多機能型事業所の創設 2 件、障害者支援施設の大規模修繕 1 件</td> </tr> </table>									実施主体	社会福祉法人、NPO法人、営利法人等	対象事業	障害福祉サービス事業所等の創設 (新築)、改築・大規模修繕等	補助対象経費	施設整備に必要な工事費及び工事事務費	補助率	3/4 (財源: 国 1/2、県 1/4、事業主体 1/4) ※国が別途定める基準額を上限とする。	内 容	グループホーム創設、障害者支援施設における非常用自家発電機設備の更新、障害者支援施設大規模修繕等の4件へ支援を予定	実施主体	鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金 (国補助金) を活用して施設の整備を行う社会福祉法人、NPO法人、営利法人等	対象事業	重症心身障がい児者等を受け入れるために、生活介護事業所、グループホーム、放課後等デイサービス事業所等を創設 (新築) する事業等で、鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金において、補助対象経費が国補助基準額を上回っている事業	補助額 (財源: 単県)	以下のうち、いずれか低い額 1 鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金における補助対象経費から国庫補助基準額を除いた額に 1/2 を乗じた額 2 国庫補助基準額に 1/4 を乗じた額 (福祉保健部長が特に必要と認める場合は、国庫補助基準額に 1/2 を乗じた額。)	内 容	グループホーム創設 1 件の支援を予定	令和3年度	グループホームの創設 1 件、自立訓練 (生活訓練) 事業所の大規模修繕 1 件	令和2年度補正	多機能型事業所の創設 1 件、グループホームの創設 1 件 生活介護事業所の創設 1 件、障害者支援施設の大規模修繕 1 件	令和2年度	多機能型事業所の創設 2 件、グループホームの創設 2 件 放課後等デイサービス事業所の創設 2 件、障害者支援施設の大規模修繕 1 件	令和元年度補正	グループホームの改築 1 件、障害者支援施設の大規模修繕 1 件 (非常用自家発電設備)	令和元年度	多機能型事業所の創設 2 件、障害者支援施設の大規模修繕 1 件
実施主体	社会福祉法人、NPO法人、営利法人等																																			
対象事業	障害福祉サービス事業所等の創設 (新築)、改築・大規模修繕等																																			
補助対象経費	施設整備に必要な工事費及び工事事務費																																			
補助率	3/4 (財源: 国 1/2、県 1/4、事業主体 1/4) ※国が別途定める基準額を上限とする。																																			
内 容	グループホーム創設、障害者支援施設における非常用自家発電機設備の更新、障害者支援施設大規模修繕等の4件へ支援を予定																																			
実施主体	鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金 (国補助金) を活用して施設の整備を行う社会福祉法人、NPO法人、営利法人等																																			
対象事業	重症心身障がい児者等を受け入れるために、生活介護事業所、グループホーム、放課後等デイサービス事業所等を創設 (新築) する事業等で、鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金において、補助対象経費が国補助基準額を上回っている事業																																			
補助額 (財源: 単県)	以下のうち、いずれか低い額 1 鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金における補助対象経費から国庫補助基準額を除いた額に 1/2 を乗じた額 2 国庫補助基準額に 1/4 を乗じた額 (福祉保健部長が特に必要と認める場合は、国庫補助基準額に 1/2 を乗じた額。)																																			
内 容	グループホーム創設 1 件の支援を予定																																			
令和3年度	グループホームの創設 1 件、自立訓練 (生活訓練) 事業所の大規模修繕 1 件																																			
令和2年度補正	多機能型事業所の創設 1 件、グループホームの創設 1 件 生活介護事業所の創設 1 件、障害者支援施設の大規模修繕 1 件																																			
令和2年度	多機能型事業所の創設 2 件、グループホームの創設 2 件 放課後等デイサービス事業所の創設 2 件、障害者支援施設の大規模修繕 1 件																																			
令和元年度補正	グループホームの改築 1 件、障害者支援施設の大規模修繕 1 件 (非常用自家発電設備)																																			
令和元年度	多機能型事業所の創設 2 件、障害者支援施設の大規模修繕 1 件																																			

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和4年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課（内線：8398）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護福祉士等修学資金貸付事業	23,129	78,001	101,130	78,001				
トータルコスト	24,706	78,790	103,496	（補正に係る主な業務内容） 補助金交付事務等				
従事する職員数	0.2人	0.1人	0.3人					
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
<p>国の令和4年度補正予算において、介護福祉士修学資金等貸付事業に係る予算が措置されることに伴い、介護人材確保をさらに進めるため、介護福祉士等修学資金貸付事業の実施団体（鳥取県社会福祉協議会）に対し、貸付に係る原資の一部を追加で補助する。</p>								
2 主な事業内容								
＜介護福祉士等修学資金貸付事業＞ 78,001千円								
貸付対象	養成施設等に在学する者							
貸付限度額	（1）養成施設 月額5万円、入学準備金20万円、就職準備金20万円 等 （2）実務者養成施設 20万円							
貸付期間	養成施設等の正規修学期間内							
返還免除要件	養成施設等の卒業の日から1年以内に県内の社会福祉施設等において介護等の業務に5年間（実務者養成施設は2年間）継続して従事したとき等							
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士等の資格取得を目指して、養成施設等にて修学する者を対象とした貸付事業を実施することにより、介護人材の育成及び確保を図る。 								

令和4年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課（内線：7194）

7目 難病対策費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
難病対策事業	912,448	157,387	1,069,835	78,693			78,694																			
トータルコスト	938,472	158,176	1,096,648	（補正に係る主な業務内容） 医療費の公費負担																						
従事する職員数	3.3人	0.1人	3.4人																							
工程表の政策内容	—																									
事業内容の説明																										
1 事業の目的、概要																										
<p>難病の患者に対する医療等に関する法律に定める指定難病に罹患している患者に対して、同法に基づき県がその治療に要した医療費の一部を公費負担するにあたり、その負担額が当初予算額を上回る見込みであるため不足分を増額補正する。</p>																										
2 主な事業内容																										
（単位：千円）																										
区分	事業内容						予算額																			
難病等医療費助成事業(国1/2)	指定難病(338疾患)の患者に要した医療費の一部を公費負担する。						157,387																			
<p><参考：難病医療費助成の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が指定する難病について、自己負担上限額を上回る医療費を公費で負担する。自己負担上限額は所得区分に応じて定められている。 ・指定難病の医療費助成を受けるためには、都道府県、指定都市が発行する医療受給者証が必要であり、医療受給者証の交付については診断書等を添えて各保健所の窓口申請を行う。 																										
3 事業目標・取組状況・改善点																										
<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の公費一部負担や療養生活の向上に資する事業を実施し、難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び生活の質の維持向上を図る。 ・高齢化の進行、医療の進展に伴う新たな治療薬の開発等に伴い、難病患者は増加傾向である。 <p><鳥取県の患者数> 全体数5,171人 うち70歳以上2,354人（令和4年度10月末時点）</p>																										
<p><参考：難病患者数の推移></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成30年度</th> <th>令和1年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内患者数</td> <td>4,343人</td> <td>4,574人</td> <td>5,104人</td> <td>5,171人</td> <td>5,305人</td> </tr> <tr> <td>指定難病数</td> <td>331</td> <td>333</td> <td>333</td> <td>338</td> <td>338</td> </tr> </tbody> </table>									区分	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	県内患者数	4,343人	4,574人	5,104人	5,171人	5,305人	指定難病数	331	333	333	338	338
区分	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																					
県内患者数	4,343人	4,574人	5,104人	5,171人	5,305人																					
指定難病数	331	333	333	338	338																					
<p>※患者数とは、公費負担を受けられる医療受給者証を所持している者の数であり、各年度末の数値を集計したもの。 令和4年度は10月末現在の数値</p>																										

令和4年度 一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

款項目 節	3款 民生費								
	補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部					
				補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費		
							補正前	補正額	補正後
1 報酬	359,818	204	360,022	228,942	204	229,146	129,723	204	129,927
2 給料	1,640,736		1,640,736	1,165,986		1,165,986	398,790		398,790
3 職員手当等	946,316		946,316	668,995		668,995	209,643		209,643
4 共済費	595,718		595,718	416,854		416,854	144,024		144,024
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 報償費	368,269		368,269	337,233		337,233	250,424		250,424
8 旅費	53,330	29	53,359	32,310	29	32,339	22,767	29	22,796
費用弁償	15,022	29	15,051	7,827	29	7,856	3,813	29	3,842
普通旅費	15,917		15,917	9,272		9,272	4,732		4,732
特別旅費	22,391		22,391	15,211		15,211	14,222		14,222
9 交際費	200		200	100		100	100		100
10 需用費	138,745	4,030	142,775	109,119	1,230	110,349	26,679	1,230	27,909
11 役務費	58,153		58,153	43,247		43,247	16,043		16,043
12 委託料	3,654,538		3,654,538	1,258,959		1,258,959	917,019		917,019
13 使用料及び賃借料	74,045		74,045	59,520		59,520	24,565		24,565
14 工事請負費	621,859		621,859	162,436		162,436	3,014		3,014
15 原材料費									
16 公有財産購入費									
17 備品購入費	43,673		43,673	32,664		32,664	8,197		8,197
18 負担金、補助及び交付金	39,681,414	1,771,492	41,452,906	32,487,161	1,615,015	34,102,176	31,656,676	1,615,015	33,271,691
19 扶助費	1,652,419		1,652,419	1,521,654		1,521,654	1,196,579		1,196,579
20 貸付金	17,900		17,900						
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積立金	21,568		21,568	11,558		11,558	11,549		11,549
25 寄附金	950		950	950		950	50		50
26 公課費	44		44	44		44			
27 繰出金	3,287,410		3,287,410	3,284,894		3,284,894	3,284,894		3,284,894
予備費									
計	53,217,105	1,775,755	54,992,860	41,822,626	1,616,478	43,439,104	38,300,736	1,616,478	39,917,214
財源内訳									
国庫支出金	5,966,833	1,636,473	7,603,306	4,003,784	1,539,033	5,542,817	3,558,014	1,539,033	5,097,047
地方債	171,000	50,000	221,000	171,000	50,000	221,000		50,000	50,000
その他	2,738,215		2,738,215	2,300,176		2,300,176	1,685,983		1,685,983
一般財源	44,341,057	89,282	44,430,339	35,347,666	27,445	35,375,111	33,056,739	27,445	33,084,184

令和4年度 一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

款項目 節	3款 民生費						4款 衛生費			
	うち福祉保健部									
	1項 社会福祉費									
	1目 社会福祉総務費			12目 障がい者自立支援事業費						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	124,192	204	124,396	3,086		3,086	437,529	29,800	467,329	
2 給料	398,790		398,790				1,412,856		1,412,856	
3 職員手当等	209,643		209,643				863,373		863,373	
4 共済費	144,016		144,016	2		2	503,922		503,922	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 報償費	7,285		7,285	47,611		47,611	1,194,200		1,194,200	
8 旅費	6,649	29	6,678	8,496		8,496	61,117		61,117	
費用弁償	2,734	29	2,763	820		820	15,112		15,112	
普通旅費	1,928		1,928	2,255		2,255	22,872		22,872	
特別旅費	1,987		1,987	5,421		5,421	23,133		23,133	
9 交際費	100		100				100		100	
10 需用費	18,136	1,230	19,366	6,167		6,167	1,339,546	1,512	1,341,058	
11 役務費	7,791		7,791	3,546		3,546	326,226	1,900	328,126	
12 委託料	229,061		229,061	530,245		530,245	5,891,154	12,981	5,904,135	
13 使用料及び賃借料	8,684		8,684	11,628		11,628	2,579,191		2,579,191	
14 工事請負費	3,014		3,014				942,007	454,432	1,396,439	
15 原材料費										
16 公有財産購入費										
17 備品購入費				8,197		8,197	42,283		42,283	
18 負担金、補助及び交付金	2,048,478	1,431,471	3,479,949	5,359,274	183,544	5,542,818	21,887,441	5,533,914	27,421,355	
19 扶助費	61,378		61,378	1,135,058		1,135,058	1,445,351	157,387	1,602,738	
20 貸付金							1,036,127		1,036,127	
21 補償、補填及び賠償金										
22 償還金、利子及び割引料										
23 投資及び出資金										
24 積立金							400,702		400,702	
25 寄附金							77,830		77,830	
26 公課費							47		47	
27 繰出金										
予備費										
計	3,267,217	1,432,934	4,700,151	7,113,310	183,544	7,296,854	40,441,002	6,191,926	46,632,928	
財源内訳	国庫支出金	1,594,095	1,431,471	3,025,566	1,309,232	107,562	1,416,794	26,367,637	5,728,109	32,095,746
	地方債					50,000	50,000	621,000	240,000	861,000
	その他	131,798		131,798	43,700		43,700	1,058,870		1,058,870
	一般財源	1,541,324	1,463	1,542,787	5,760,378	25,982	5,786,360	12,393,495	223,817	12,617,312

令和4年度 一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

款項目 節	4款 衛生費									
	うち福祉保健部									
	補正前	補正額	補正後	1項 公衆衛生費						
				補正前	補正額	補正後	7目 難病対策費			
補正前	補正額	補正後	補正前				補正額	補正後		
1 報酬	334,987		334,987	42,981		42,981	1,288		1,288	
2 給料	626,670		626,670	110,142		110,142				
3 職員手当等	453,340		453,340	61,376		61,376				
4 共済費	223,866		223,866	41,996		41,996				
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 報償費	599,646		599,646	10,664		10,664	129		129	
8 旅費	32,145		32,145	12,348		12,348	58		58	
費用弁償	9,340		9,340	2,067		2,067				
普通旅費	8,409		8,409	3,218		3,218				
特別旅費	14,396		14,396	7,063		7,063	58		58	
9 交際費										
10 需用費	62,277	1,512	63,789	15,695	1,512	17,207				
11 役務費	174,083	1,700	175,783	10,471	1,700	12,171				
12 委託料	599,292	840	600,132	297,296	840	298,136	52,850		52,850	
13 使用料及び賃借料	36,531		36,531	5,343		5,343				
14 工事請負費	6,756		6,756							
15 原材料費										
16 公有財産購入費										
17 備品購入費	3,168		3,168	608		608				
18 負担金、補助及び交付金	4,611,209	1,500	4,612,709	177,582	1,500	179,082	3,241		3,241	
19 扶助費	1,039,128	157,387	1,196,515	1,039,008	157,387	1,196,395	854,882	157,387	1,012,269	
20 貸付金	950,601		950,601							
21 補償、補填及び賠償金										
22 償還金、利子及び割引料										
23 投資及び出資金										
24 積立金	391,744		391,744							
25 寄附金	71,900		71,900							
26 公課費	47		47							
27 繰出金										
予備費										
計	10,217,390	162,939	10,380,329	1,825,510	162,939	1,988,449	912,448	157,387	1,069,835	
財源内訳	国庫支出金	2,486,020	83,232	2,569,252	800,667	83,232	883,899	446,039	78,693	524,732
	地方債	6,000		6,000						
	その他	781,944		781,944	1,221		1,221			
	一般財源	6,943,426	79,707	7,023,133	1,023,622	79,707	1,103,329	466,409	78,694	545,103

令和4年度 一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節 款項目	4款 衛生費			福祉保健部 合計		
	うち福祉保健部					
	1項 公衆衛生費					
	8目 健康県づくり推進費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	673		673	563,929	204	564,133
2 給料				1,792,656		1,792,656
3 職員手当等				1,122,335		1,122,335
4 共済費				640,720		640,720
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 報償費	776		776	936,879		936,879
8 旅費	1,029		1,029	64,455	29	64,484
費用弁償	215		215	17,167	29	17,196
普通旅費	515		515	17,681		17,681
特別旅費	299		299	29,607		29,607
9 交際費				100		100
10 需用費	2,174	1,512	3,686	171,396	2,742	174,138
11 役務費	1,929	1,700	3,629	217,330	1,700	219,030
12 委託料	59,988	840	60,828	1,858,251	840	1,859,091
13 使用料及び賃借料	2,056		2,056	96,051		96,051
14 工事請負費				169,192		169,192
15 原材料費						
16 公有財産購入費						
17 備品購入費				35,832		35,832
18 負担金、補助及び交付金	22,702	1,500	24,202	37,098,370	1,616,515	38,714,885
19 扶助費				2,560,782	157,387	2,718,169
20 貸付金				950,601		950,601
21 補償、補填及び賠償金						
22 償還金、利子及び割引料				113,000		113,000
23 投資及び出資金						
24 積立金				403,302		403,302
25 寄附金				72,850		72,850
26 公課費				91		91
27 繰出金				3,284,894		3,284,894
予備費						
計	91,327	5,552	96,879	52,153,016	1,779,417	53,932,433
財源						
内 国庫支出金	38,006	4,539	42,545	6,489,804	1,622,265	8,112,069
地方債				177,000	50,000	227,000
その他	580		580	3,082,120		3,082,120
一 般 財 源	52,741	1,013	53,754	42,404,092	107,152	42,511,244

節 の 明 細

項	目	金額（千円）等
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
報酬	孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会（仮称）委	20人
負担金、補助及び交付金	鳥取県生活困窮者に係る総合支援拡充事業補助金	52,500
	生活福祉資金貸付事業補助金	1,280,970
	生活困窮者支援に係る民間団体活動支援事業補助金	10,000
	障がい福祉分野就職支援金貸付事業補助金	10,000
	鳥取県介護福祉士修学資金等貸付事業補助金	78,001
12目 障がい者自立支援事業費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金	10,000
	鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金	151,344
	鳥取県重度障がい児者及び強度行動障がい児者利用施設基盤整備事業補助金	22,000
4 款 衛生費		
1 項 公衆衛生費		
8 目 健康県づくり推進費		
負担金、補助及び交付金	自死対策強化交付金	1,500

繰越明許費に関する調書

追加

(単位:千円)

款	項	目	事業名	課名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考
							国庫補助金	起債	その他	一般財源	
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	生活困窮者に係る総合支援拡充事業費	福祉保健課	1,343,470	62,500	62,500				国の令和4年度第二次補正予算を活用して実施するものであり、年度内完了が困難であるため、繰り越すものである。
			障がい福祉分野就職支援金貸付事業費	障がい福祉課	10,000	10,000	10,000				国の令和4年度第二次補正予算を活用して実施するものであり、年度内完了が困難であるため、繰り越すものである。
			介護福祉士等修学資金貸付事業費	長寿社会課	101,130	78,001	78,001				国の令和4年度第二次補正予算を活用して実施するものであり、年度内完了が困難であるため、繰り越すものである。
		12 障がい者自立支援事業費	鳥取県障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業費	障がい福祉課	12,200	10,000	6,666			3,334	国の令和4年度第二次補正予算を活用して実施するものであり、年度内完了が困難であるため、繰り越すものである。
			鳥取県社会福祉施設等施設整備事業費(国補正)	障がい福祉課	173,544	173,544	100,896	50,000		22,648	国の令和4年度第二次補正予算を活用して実施するものであり、年度内完了が困難であるため、繰り越すものである。
福祉保健部合計					1,640,344	334,045	258,063	50,000		25,982	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			備考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				一般財源
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
令和4年度 福祉保健部(障がい福祉課)管理運営費	障がい福祉課	931			令和5年度から 令和6年度まで	931				931	障害福祉サービス事業者等管理システムの保守管理
令和4年度 心身障がい者扶養共済事業費	障がい福祉課	972			令和5年度から 令和7年度まで	972				972	心身障害者扶養共済システムの保守業務
令和4年度 福祉保健部(子ども発達支援課)管理運営費	子ども発達支援課	818			令和5年度から 令和6年度まで	818				818	障害児施設給付費等管理システムの保守業務
令和4年度 介護保険円滑推進事業	長寿社会課	2,703			令和5年度から 令和7年度まで	2,703				2,703	介護保険指定事業者等管理システムクラウド版の利用
令和4年度 看護職員等充足対策費	医療政策課	737,856			令和5年度から 令和9年度まで	737,856				737,856	看護職員修学資金、看護職員奨学金、理学療法士等修学資金の貸付

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

事 項	課名	限度額		前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
				期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
								国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
令和4年度 総合療育センター費	子ども発達支援課	補正前	66,411				66,411			66,411		医事業務の委託等
		補正	42,091			令和5年度から 令和7年度まで	42,091			42,091		施設設備保守等の委託
		補正後	108,502				108,502			108,502		

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 受益と負担の公平の確保を図るため、介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題作成事務に係る手数料の額を見直す。</p> <p>2 概要 (1) 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務のうち試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関するものに係る手数料の額を1件につき1,400円(現行1,800円)に引き下げる。 (2) 施行期日は、令和5年4月1日とする。</p> <p>3 参考 ・介護保険法第六十九条の十一第一項により、介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務のうち試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関するものを公益財団法人社会福祉振興・試験センターに行わせている。 ・公益財団法人社会福祉振興・試験センターから受託単価の改正通知があったことから手数料の額を改正するもの。</p> <p>【介護保険法第六十九条の十一第一項】 都道府県知事は、厚生労働大臣の登録を受けた法人に、介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務のうち試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関するものを行わせることができる。</p>

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務に限る。次項第2号において「試験問題作成事務」という。） 1件につき<u>1,400円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(11の2)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務に限る。次項第2号において「試験問題作成事務」という。） 1件につき<u>1,800円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(11の2)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 核家族化の進行や都市化の進展、社会の高度化・複雑化等により、ヤングケアラーや産後鬱となる人の存在、老々介護、8050 問題などにより、本人が望まない孤独を感じ又は孤立していることが大きな課題として認識されるようになった。これらの解決には、周囲の理解・協力を得て「支え愛」の理念の下、きめ細やかな対策が必要であり、県、市町村、県民、事業者、関係団体等及び民間支援団体が一体となって、人々の絆を活かし、誰一人取り残さない社会づくりを推進することで、全ての県民がふるさと鳥取で安心して暮らし続けることができるよう、条例を制定する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 目的 この条例は、県及び市町村の責務並びに県民、事業者及び関係団体等の役割を明らかにし、相互の連携と協力により、援助者、被援助者及びその他の家族等（以下「特定援助者等」という。）の支援（以下「支援」という。）に取り組むために必要な事項を定めることにより、援助を行う者と援助を受ける者の孤独・孤立を防ぎ、全ての県民が地域社会の中で互いに支え合う温もりのある社会づくりの推進に資することを目的とする。</p> <p>(2) 基本的な考え方</p> <p>ア 特定援助者（援助を必要とする親族等の身近な者に無償で介護等の「家庭内援助」を行う者をいう。）等への支援は、全ての特定援助者等が個人として尊重され、健康で文化的な生活を営み、自己実現や社会参加をすることができるよう行われなければならない。</p> <p>イ 支援は、県、市町村、県民、事業者、関係団体等（福祉、医療、保健、就労、教育等の業務を行い、その業務を通じて、日常的に支援に関わる可能性がある団体又は個人をいう。）、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、特定援助者等との信頼関係を構築しつつ、特定援助者等が孤独を感じ、又は孤立することのないように共に支え合い生きる支え愛の理念の下で行われなければならない。</p> <p>(3) 県・市町村の責務</p> <p>ア 県は、支援に関する施策を実施するとともに、市町村、事業者、関係機関等及び民間支援団体と有機的に連携を図るとともに、情報の提供、助言その他の必要な支援を行う。</p> <p>イ 市町村は、法令等に基づくサービスのほか支援に関する施策に取り組むとともに、包括的な相談支援体制の整備等に主体的に取り組むよう努める。</p> <p>ウ 市町村は、法令等サービスによっては十分な援助を受けることができないと考えられる特定援助者等又は必要な援助を受けることができていない特定援助者等に対して、制度の創設、地域の社会資源の活用等によって、支援するよう努める。</p> <p>(4) 県民等の役割</p> <p>ア 県民は、あらゆる機会を通じて、特定援助者等についての理解と関心を深めるとともに、見守り及び声かけその他の支援に努める。</p>

<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>イ 事業者は、雇用している者等が特定援助者である可能性があることを認識し、その就労と家庭内援助との両立ができるよう配慮に努める。</p> <p>ウ 関係団体等は、特定援助者を認知したときは、その意思を尊重しつつ、支援の必要性の有無、他に家庭内での援助が必要な者がいないか把握に努める。</p> <p>エ 教育に関する業務を行う関係機関は、特定援助者を認知したときは、その意思を尊重しつつ、支援の必要性の早期の把握に努めるとともに、早期の支援につながるよう必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>(5) 個人情報の活用と保護 県、市町村、関係団体等及び民間支援団体は、特定援助者等支援の実施に当たっては、必要に応じてその保有する個人情報を、法律の規定に基づき、又は本人の同意を得て、共有するよう努める。</p> <p>(6) 支援等の推進 ア 県は、市町村と連携協力して、必要な支援に関する施策を推進する。 (ア) 特定援助者等に対する一般的施策 ・ 特定援助者等、関係団体等、民間支援団体、県民等の幅広いネットワークの充実及び連携の推進 ・ 既存の法令等サービスによっては十分な援助を受けることができていないと考えられる特定援助者等を、制度の創設、地域の社会資源の活用等によって支援 ・ 特定援助者等に対するアウトリーチも含めた相談体制の整備・充実。相談対応に際しては、利便性に配慮するとともに、必要に応じてソーシャルネットワーキングサービスなどを活用 ・ ピアサポートの推進や自助グループの育成 ・ 特定援助者等に対する包括的な支援 など (イ) ヤングケアラーをはじめとする特定援助者を支援する施策 ・ 特定援助者の負担軽減に必要な支援 ・ 特定援助者等及び県民が援助の方法等に関する理解を深めるために必要な情報の提供、研修の実施等 ・ 関係団体等に属する者を対象とした、特定援助者を早期に認知するための研修及び県民への普及啓発 など (ウ) 障がい者、高齢者等の被援助者を支援する施策 ・ 福祉サービス・生活訓練・就労支援等の充実 ・ 特定援助者の高齢化等により援助が困難となった場合においても、被援助者の希望に応じて地域での生活を続けられるよう支援 など</p> <p>イ 県は、相談対応、助言、日常生活及び社会生活の支援その他の支援又は支援の調整を担う人材の育成及び確保に必要な施策を講ずる。</p> <p>ウ 県は、家庭、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて、研修の充実等により、必要な普及啓発を行う。</p> <p>エ 県は、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。</p> <p>(7) 施策の推進、検証等 県は、支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を検証するため、「孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会」を置く。</p> <p>(8) 施行期日等 ア 施行期日は、令和5年1月1日とする。 イ 鳥取県附属機関条例について、(7)に伴う所要の改正を行う。</p>
--	---

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例

豊かな自然と歴史的に育まれてきた地域の人々の絆に恵まれた鳥取県では、地域の住民が互いに支え合う温もりのある社会づくりが進められてきた。

しかし、近年、核家族化の進行、都市化の進展、社会の高度化・複雑化等により家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭内における過重な介護等の負担により学習や就業に支障を来しているヤングケアラーといわれる若者、子育てにおける孤立感等が原因となる産後鬱を発症する者、高齢者が高齢者を介護する老老介護や高齢の親が中高年のひきこもり状態にある子を支える8050問題といわれる身体的又は精神的負担を負う者等が、本人が望まない孤独を感じ、又は孤立していることが、大きな課題として認識されるようになった。

これらの課題は、本人や家庭内だけで解決することは容易ではなく、周囲の理解を深め、協力を得ながら、共に支え合い生きる「支え愛」の理念の下、個々の県民生活の実情に即したきめ細やかな対策が必要となっている。

県、市町村、県民、事業者、関係団体等及び民間支援団体が一体となって、全ての県民が望まない孤独を感じ、又は孤立することを防ぎ、人々の絆を活かし、援助を必要とする者の存在に気づき、必要な支援を行う誰一人取り残さない社会づくりを推進することで、全ての県民がふるさと鳥取で安心して暮らし続けることができるよう、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、援助を行う者、援助を受ける者及びその他の家族の支援に関し、県及び市町村の責務並びに県民、事業者及び関係団体等の役割を明らかにするとともに、相互の連携と協力により、その支援に関する施策に取り組むために必要な事項を定め、援助を行う者及び援助を受ける者の孤独・孤立を防ぎ、全ての県民が地域社会の中で互いに支え合う温もりのある社会づくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭内援助 高齢、障がい、ひきこもりその他の事由により援助を必要とする者に対して、その家族等（同居又は別居を問わず、父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹その他の親族又はその他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）が無償で行う介護、看護、日常生活上の世話その他の援助をいう。
- (2) 特定援助者 家庭内援助を行う者をいう。
- (3) 被援助者 家庭内援助その他の身体的又は精神的援助を受ける者をいう。
- (4) 特定援助者等 特定援助者、被援助者及びその他の家族等をいう。
- (5) 特定援助者等支援 特定援助者等に生じる身体的又は精神的負担を軽減させるとともに、孤独・孤立の問題に対応するため、行政若しくは民間が、又は行政と民間との協働により行う支援をいう。
- (6) 関係団体等 福祉、医療、保健、就労、教育その他これらに類する分野の業務を行い、その業務を通じて、日常的に特定援助者等支援に関わる可能性がある団体又は個人をいう。
- (7) 民間支援団体 特定援助者等支援を行うことをその設置目的の一つとする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 特定援助者等支援は、全ての特定援助者等が個人として尊重され、健康で文化的な生活を営み、自己実現や社会参加をすることができるように行われなければならない。

2 特定援助者等支援は、県、市町村、県民、事業者、関係団体等、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、特定援助者等との信頼関係を構築しつつ、特定援助者等が孤独を感じ、又は孤立することのないように共に支え合い生きる支え愛の理念の下で行われなければならない。

3 特定援助者等支援においては、全ての特定援助者等が、適切な教育及び就労の機会並びにその他必要なサービスの提供を受ける機会が確保されるように十分配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、特定援助者等支援に関する施策を実施するとともに、市町村、事業者、関係団体等及び民間支援団体との有機的連携を図る責務を有する。

2 県は、市町村、県民、事業者、関係団体等及び民間支援団体による特定援助者等支援の一層の促進のために情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他の法律に基づくサービス（以下「法令等サービス」という。）の提供及び特定援助者等支援に関する施策の実施に取り組むとともに、包括的な相談支援体制の整備、特定援助者等の社会参加のために必要な支援及び住民相互の交流促進を通じた互いに支え合う地域づくりの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 市町村は、法令等サービスによっては十分な援助を受けることができないと考えられる特定援助者等又は必要な援助を受けることができていない特定援助者等に対して、制度の創設、地域の社会資源の活用その他の方法によって、支援するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、あらゆる機会を通じて、特定援助者等についての理解と関心を深めるとともに、見守り及び声かけその他の特定援助者等支援に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、特定援助者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、県及び市町村が実施する特定援助者等支援に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用し、又は雇用しようとする者が特定援助者である可能性があることを認識し、その就労と家庭内援助との両立ができるよう配慮に努めるものとする。

(関係団体等の役割)

第8条 関係団体等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する特定援助者等支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係団体等は、その業務を通じて日常的に特定援助者に関わる可能性があることを認識し、特定援助者を認知したときは、その意思を尊重しつつ、その家庭内援助の現状並びに特定援助者等の健康状態及び生活状況を確認し、特定援助者等支援の必要性の有無、特定援助者の家族等に他に家庭内援助を必要とする者がいないか把握に努めるものとする。

3 関係団体等は、特定援助者等支援が必要と考えられる者に対し、特定援助者等支援を行う機関の紹介その他の情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

4 教育に関する業務を行う関係団体等は、日常的に児童、生徒、学生その他の教育を受ける者と接する機会を活用し、特定援助者を認知したときは、その意思を尊重しつつ、教育の機会の確保の状況、その家庭内援助の状況並びに特定援助者等の健康状態及び生活状況を確認し、特定援助者等支援の必要性について早期の把握に努めるとともに、早期の支援につながるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(個人情報の活用と保護)

第9条 県、市町村、関係団体等及び民間支援団体は、特定援助者等支援の実施に当たっては、必要に応じてその保有する個人情報を共有するよう努めるものとする。

2 前項の規定による個人情報の共有は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法律の規定に基づき、又は本人の同意を得て行うものとする。

3 第1項の規定により共有する個人情報の内容及び共有する者の範囲は、必要な最小限のものとしなければならない。

(特定援助者等支援に関する施策の推進)

第10条 県は、市町村と連携協力して、別表に掲げる施策その他の特定援助者等支援のために必要となる施策を推進するものとする。

(人材の育成等)

第11条 県は、特定援助者等支援が適切に行われるよう、相談対応、助言、日常生活及び社会生活の支援その他の特定援助者等支援又はそれらの支援の調整を担う人材の育成及び確保に必要な施策を講ずるものとする。

(普及啓発)

第12条 県は、特定援助者等支援の重要性について県民の理解と関心を深めるため、家庭、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて、研修の充実その他の方策により、必要な普及啓発活動を行うものとする。

(財政上の措置)

第13条 県は、特定援助者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会)

第14条 県は、県が単独で、又は市町村、県民、事業者、関係団体等、民間支援団体等と協働して行う特定援助者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を検証するため、孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 3 委員は、特定援助者等、特定援助者等支援を行う団体に属する者、特定援助者等支援について知見を有する者その他知事が適当と認める者から知事が任命するものとする。この場合において、委員のうち、2人以上は、県内において特定援助者等支援を現に行っている者とする。
- 4 委員は、引き続いて1年以上、国、県又は市町村の職員又は職員であった者が半数を超えてはならない。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。
(鳥取県附属機関条例の一部改正)
- 2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県福祉のまちづくり推進協議会	福祉のまちづくりのための施設等の整備基準及び福祉のまちづくりの推進のために必要な施策に関する事項	鳥取県福祉のまちづくり推進協議会	福祉のまちづくりのための施設等の整備基準及び福祉のまちづくりの推進のために必要な施策に関する事項
孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例（令和4年鳥取県条例第号）第14条第1項に規定する事項		
略		略	

別表（第10条関係）

区分	施策の主な内容
特定援助者等に対する一般的施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定援助者等、関係団体等、民間支援団体、県民等の幅広いネットワークの充実及び連携を推進すること。 2 既存の法令等サービスによっては十分な援助を受けることができていないと考えられる特定援助者等を、制度の創設、地域の社会資源の活用その他の方法によって支援すること。 3 特定援助者等に対するアウトリーチも含めた相談体制の整備又は充実を図ること。この場合において、相談対応に際しては、利便性に配慮するとともに、必要に応じてソーシャルネットワーキングサービスその他の情報通信技術を活用すること。 4 ピアサポートの推進や自助グループの育成を図ること。 5 支援に関する制度その他の社会規範の情報を必要とする者に届くよう適切に情報提供を行うこと。 6 特定援助者等に対する包括的な支援を行うこと。 7 特定援助者等が支援を求める旨の意思表示をしやすい環境を整備すること。 8 特定援助者の家庭又は学校以外の居場所の確保及び社会参加に向けた支援を行うこと。
ヤングケアラーをはじめとする特定援助者を支援する施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定援助者が休息若しくは休養を要する場合又は家庭内援助を行うことが特定援助者にとって不利益となる場合に一時的に特定援助者に代わって家庭内援助を提供する取組その他の負担軽減につながる必要な支援を行うこと。 2 特定援助者等のみならず広く県民が家庭内援助に関する理解を深めるために必要な情報の提供、研修の実施その他の普及啓発活動を行うこと。 3 特定援助者の修学又は就業に関する支援を行うこと。 4 育児又は介護と仕事との両立を容易にするために事業者が特定援助者に対して行う取組を支援すること。 5 関係団体等に属する者を対象とした、特定援助者を早期に認知するための研修及び県民への普及広報活動を行うこと。
障がい者、高齢者等の被援助者を支援する施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 被援助者がその希望に応じて地域での生活を営むことができるよう、福祉サービス、生活訓練、就労支援その他のサービスの充実を図ること。 2 1に掲げるサービスの提供を受けることができる機会の確保及び充実を図るため、必要な施設の整備を推進すること。 3 特定援助者の高齢化その他の事情により援助が困難となった場合においても、被援助者の希望に応じて地域での生活を続けられるよう支援すること。 4 被援助者が、その人格と個性を尊重され、その特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現のため、あいサポート運動、認知症サポーターの養成・支援その他の活動を推進すること。

(注) この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 1 アウトリーチとは、必要とする支援が届いていない者に対して、積極的に働きかけて、必要な支援を受けさせ、又は支援を受けるための情報を提供する手法をいう。
- 2 ソーシャルネットワーキングサービスとは、登録された利用者同士が交流できるウェブサイト上の会員制サービスのことをいう。
- 3 ピアサポートとは、同じような立場や課題に直面する者が互いに支え合うことをいう。
- 4 自助グループとは、同じ問題を抱える者が集まり、相互理解や相互支援を行う集団をいう。

- 5 ヤングケアラーとは、家族に介護その他のケアを要する人がいる場合に、大人と同様、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている18歳未満の子どもをいう。
- 6 あいサポート運動とは、県民が多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある者に温かく接するとともに、障がいのある者が困っているときにちょっとした手助けを行うことにより共生社会を目指す運動をいう。
- 7 認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の患者やその家族に対してできる範囲で手助けする者をいう。